松江市 報道機関配布資料

令和８年１１月４日

件名

島根原子力発電所１号機第７回定期事業者検査の実施に当たっての申入れについて

内容

中国電力（株）から、安全協定に基づき令和８年１０月９日付けで島根原子力発電所１号機の第７回定期事業者検査の計画（令和８年１１月１３日～令和９年４月１９日（予定））について連絡があったことから、市民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、本日、中国電力（株）に対して、別紙のとおり申入れを行ったのでお知らせいたします。

なお、定期事業者検査実施に当たっての申入れは、従来から定期事業者検査の都度行っています。

申入れ日時等

・日　時：令和８年１１月４日（水）１５時３０分～
・申入者：防災部長　能海　朋之
・対応者：中国電力（株）島根原子力本部（広報部）部長　吉川　正克

【問い合わせ】
防災部原子力安全対策課　電話：0852－55－5615

原　　第５３号
令和８年１１月４日

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長　谷 浦　亘　様

松江市長　上 定　昭 仁
（原子力安全対策課）

島根原子力発電所１号機　第７回定期事業者検査の実施について

２０２６年１０月９日付け島原本広第３４６号をもって連絡のあった件について、市民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、下記事項に十分留意し、定期事業者検査に万全を期されるよう申し入れます。

記

１　定期事業者検査の実施に当たっては、市民の安心・安全及び周辺環境の保全並びに作業従事者の安全確保を最優先に実施するとともに、自らの主体性により継続的に安全性を追及すること。

２　全ての点検・工事について、対象機器はもとより周辺機器等に不具合が生じないよう作業手順等の確認を徹底し、工程管理と品質管理を厳重に行うなど品質保証活動に万全を期すこと。また、不具合が判明した場合は、不適合管理を行い適切に処理すること。

３　他プラント等で発生したトラブル事象を含め新たな知見が認められた場合には、的確な水平展開を行う等、安全かつ着実な廃止措置の実施に努めること。

４　火災対策については、巡視体制の強化を図るとともに、火気、油、薬品等の取り扱い等には万全を期すこと。

５　異常を確認した場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかにその内容を市へ報告すること。

６　市民の安心・安全を確保するため、定期事業者検査の状況については、市民にわかりやすく情報提供すること。